

改正 神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱 新旧対照表（令和7年7月28日施行）

目次	
新	旧
	<u>（参考資料）最終処分場・中間処理施設の水質検査項目等一覧</u> 49

産業廃棄物処理施設の構造に関する基準	
新	旧
第3 産業廃棄物処理施設の共通基準 (1) 囲い等 産業廃棄物処理施設に係る土地の周囲には、みだりに人が当該施設に立入るのを防止する<u>ため、必要に応じて囲い</u>を設けること。また、<u>出入口に施錠</u>できる門扉を設けること。 (9) 搬入管理設備 搬入管理設備は、搬入される産業廃棄物が許可品目及び受入基準に合致しているかどうかの検査及び数量の把握・記録等を行うことができるもの<u>とすること</u>。 (10) 使用重機等 周辺環境の保全を確保するため施設内で使用する重機等は、低騒音型のものを<u>使用</u>すること。	第3 産業廃棄物処理施設の共通基準 (1) 囲い等 産業廃棄物処理施設に係る土地の周囲には、<u>必要に応じてみだりに人が当該処理施設に立入るのを防止することができる</u>囲い<u>及び</u>出入口には、<u>施錠</u>できる門扉を設けること。 (9) 搬入管理設備 搬入管理設備は、搬入される産業廃棄物が許可品目及び受入基準に合致しているかどうかの検査及び数量の把握・記録等を行うことができるもの<u>でなければならない</u>。 (10) 使用重機等 周辺環境の保全を確保するため施設内で使用する重機等は、低騒音型のものを<u>設置</u>すること。

第4 最終処分場 5 雨水集排水設備 (3) 雨水集排水設備の設計 ア 雨水集排水溝の設計に係る計画流量の算定及び水路断面の決定については、「<u>廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領</u>」又は「都市計画法第33条・宅地造成等規制法第8条」に基づき計画し、基準となる数値については「<u>神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例</u>」を参考にする事。 6 地下集排水設備 (2) 底部集排水管及び中間集排水管は、埋立地の形状や埋立工法に応じて上下流方向に幹線を布設し、設置間隔は、概ね20mを目安とすること。また、横断方向には支線を接続すること。 オ 浸出水排水管の設計に係る計画流量の算定及び断面の決定については、「<u>廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領</u>」を参考にする事。 8 浸出水処理設備 (3) 放流水質 放流水質が、<u>別途定める産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準</u>に適合するような設備とすること。 13 防災調整池（洪水調整池） 防災調整池の構造及び容量は、森林法に基づく基準及び兵庫県「<u>重要調整池の設置に関する技術的基準及び解説</u>」に基づき設置すること。	第4 最終処分場 5 雨水集排水設備 (3) 雨水集排水設備の設計 ア 雨水集排水溝の設計に係る計画流量の算定及び水路断面の決定については、「<u>廃棄物最終処分場指針解説</u>」又は「都市計画法第33条・宅地造成等規制法第8条」に基づき計画し、基準となる数値については「<u>神戸市開発指導要綱</u>」を参考にする事。 6 地下集排水設備 (2) 底部集排水管及び中間集排水管は、埋立地の形状や埋立工法に応じて上下流方向に幹線を布設し、設置間隔は、概ね20mを目安とすること。また、横断方向には支線を接続すること。 オ 浸出水排水管の設計に係る計画流量の算定及び断面の決定については、「<u>廃棄物最終処分場指針解説</u>」を参考にする事。 8 浸出水処理設備 (3) 放流水質 放流水質が、<u>別表第1に定める基準</u>に適合するような設備とすること。 13 防災調整池（洪水調整池） 防災調整池の構造及び容量は、森林法に基づく基準及び兵庫県「<u>調整池指導要領及び技術基準</u>」に基づき設置すること。
第5 中間処理施設及び積替え・保管施設 1 中間処理施設及び積替え・保管施設の共通基準 (1) 囲い等 <u>みだりに人が敷地に立ち入るのを防止するため、高さ1.8m以上の万能鋼板以上の材質、又はこれらと同等の効果を有する囲いを敷地境界に設けること。</u> (5) 飛散、流出及び悪臭の防止 ウ 敷地の周囲に雨水排水溝を設置し、その末端に油水分離槽を設置すること。<u>ただし、処理する産業廃棄物から油の流出のおそれがないと</u>	第5 中間処理施設及び積替え・保管施設 1 中間処理施設及び積替え・保管施設の共通基準 (1) 囲い等 <u>高さ1.8m以上の万能鋼板以上の材質もしくはコンクリート塀を原則として敷地境界に設けること。</u> (5) 飛散、流出及び悪臭の防止 ウ 敷地の周囲に雨水排水溝を設置し、その末端に油水分離槽を設置すること。

認められる場合、又は油水分離槽と同等の性能を有する施設を設置する場合はこの限りではない。

(6) 粉じんの防止

産業廃棄物の積替え、破碎、粉碎等により粉じんが発生するおそれのある場合には、粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん機、散水装置等の粉じん防止設備を設けること。

(8) 地盤面等の被覆及び地下水モニタリング設備

廃油、廃酸、廃アルカリ、高含水汚泥又は有害物質を含む産業廃棄物を取り扱う施設にあっては、産業廃棄物の地下浸透を防止するため、施設が設置される床又は地盤面は、産業廃棄物の性状により、不透水性の材料又は廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。なお、貯留設備、反応槽からの漏洩を確認・防止できる構造であること。また、必要に応じ地下水モニタリング設備を1か所以上設けること。

2 中間処理施設の個別基準

(1) 焼却施設

ア 排ガス処理設備は、別途定める産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準に適合する処理設備を設けること。

ウ 焼却前の産業廃棄物の保管場所は、必要に応じ屋内構造とすること。ピットに産業廃棄物を保管する場合、ピット内空気は燃焼室に供給又は脱臭装置を設ける等により臭気が外部にもれないようにすること。

オ 可能な限り、白煙対策を講じること。

(2) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

イ 受け入れた産業廃棄物の性状等の試験を行う機器を備えた試験室を設けること。

(3) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設

イ 受け入れた産業廃棄物及び処理後の産業廃棄物の試験を行う機器を備えた試験室を設けること。

(4) 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

イ 受け入れた産業廃棄物及び処理後の産業廃棄物の試験を行う機器を備えた試験室を設けること。

(5) 破碎施設

(6) 粉じんの防止

産業廃棄物の積替え、破碎、粉碎等により粉じんの発生するおそれのある場合には、粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等の粉じん防止設備を設けること。

(8) 地盤面等の被覆及び地下水モニタリング設備

廃油、廃酸、廃アルカリ、高含水汚泥又は有害物質を含む産業廃棄物を取り扱う施設にあっては、産業廃棄物の地下浸透を防止するため、施設が設置される床又は地盤面は、産業廃棄物の性状により、不透水性の材料又は廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。なお、貯留設備、反応槽は6面点検を行える構造であること。また、必要に応じ地下水モニタリング設備を1か所以上設けること。

2 中間処理施設の個別基準

(1) 焼却施設

ア 排ガス処理設備は、別表5に定める基準に適合する処理設備を設けること。

ウ 焼却前の廃棄物保管ピットは、必要に応じ屋内構造とし、ピット内空気は燃焼室に供給又は脱臭装置を設ける等により臭気が外部にもれないようにすること。

オ 可能な限り、減白煙対策を講じること。

(2) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

イ 受入れ産業廃棄物の性状等の試験を行う機器を備えた試験室を設けること。

(3) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設

イ 受入れ産業廃棄物及び処理後の産業廃棄物の試験を行う機器を備えた試験室を設けること。

(4) 汚泥、廃酸、廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

イ 受入れ産業廃棄物及び処理後の産業廃棄物の試験を行う機器を備えた試験室を設けること。

(5) 破碎施設

ウ がれき類の破碎施設にあっては、「神戸市建設廃材再生材使用基準」に準じて設置すること。 3 積み替え・保管施設の個別基準 (1) 飛散、流出及び悪臭の防止 ウ 安定型産業廃棄物（廃プラスチック類及びゴムくずを除く。）を対象とする場合にあっては、原則として、<u>コンクリート造りの高さ 4m 以下、三方囲いの施設</u>を設けること。	ウ がれき類の破碎施設にあっては、「神戸市建設廃材再生材使用基準 <u>(平成 4 年 8 月制定)</u>」に準じて設置すること。 3 積み替え・保管施設の個別基準 (1) 飛散、流出及び悪臭の防止 ウ 安定型産業廃棄物（廃プラスチック類及びゴムくずを除く。）を対象とする場合にあっては、原則として <u>高さ 4m 以下で、かつコンクリート三方囲い以上の材質の施設</u>を設けること。
--	---

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準	
新	旧
第 3 産業廃棄物処理施設の共通基準 (1) 囲い等 ア 産業廃棄物処理施設に係る土地の周囲に設置した囲い等は、みだりに人が施設に立入るのを防止することができるよう<u>定期的に</u>点検し、破損が認められた場合には、直ちに補修すること。 (6) 受入時の産業廃棄物の確認 ウ 荷降しをするときには、必ず従業員が<u>立ち会って</u>確認を行い、許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が荷降しされた場合は、持ち帰らせる等、速やかに除去すること。 オ 排出事業者又は搬入品目については、常に<u>委託契約書</u>、<u>マニフェスト</u>等で確認し、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れないこと。 (14) 雨水等の流入防止 処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠、油水分離槽その他の設備の機能が低下しないよう、<u>定期的に</u>点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。 (15) 作業時間 原則として 8:30～17:30 とすること。ただし、<u>工業専用地域など、敷地境界から 100m 以内に住居が存在せず、かつ、生活環境調査の結果、各種法令に基づく規制基準を満たしており、周辺地域の生活環境に影響を与えるおそれがないと認められる場合はこの限りではない。なお、この場合、要綱第 9 条の規定に基づき隣接者等と締結する同意書及び協定書において、稼働時間についても明記するとともに、運搬車両の出入りは原則として 8:30～17:30 とすること。</u>	第 3 産業廃棄物処理施設の共通基準 (1) 囲い等 ア 産業廃棄物処理施設に係る土地の周囲に設置した囲い等は、みだりに人が施設に立入るのを防止することができるよう<u>日 1 回以上</u>点検し、破損が認められた場合には、直ちに補修すること。 (6) 受入時の産業廃棄物の確認 ウ 荷降しをするときには、必ず従業員が<u>立合って</u>確認を行い、許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が荷降しされた場合は、持ち帰らせる等、速やかに除去すること。 オ 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書、マニフェスト等で確認し、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れないこと。 (14) 雨水等の流入防止 処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠、油水分離槽その他の設備の機能が低下しないよう、<u>日 1 回以上</u>点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。 (15) 作業時間 原則として 8:30～17:30 とし、<u>生活環境に支障を与えることのないよう作業を行うこととし、時間外には、極力、処理の作業、運搬車両の出入り等を行わないこと。</u>

第4 最終処分場

2 最終処分場の共通基準

(2) 地表水等の集排水設備

埋立地の周囲の地表水等が、開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠等の集排水設備の機能が低下しないよう、定期的に点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。

(3) 擁壁等の保全

擁壁、えん堤等の設備を定期的に点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(5) 法面の保護

エ 法面を定期的に点検し、崩壊するおそれがあるときは速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(6) 記録・閲覧および保存

ウ アにより当該年度に記録した維持管理の記録を、翌年度の6月30日までに市へ報告すること。なお、環境局長は当該報告内容について、環境局にて閲覧に供するものとする。

エ 環境局長が特に必要と認める産業廃棄物については、受入量、分析結果等必要な項目を環境局長が定める期間ごとに、市に報告すること。なお、環境局長は当該報告内容について、環境局で閲覧に供するものとする。

(8) 防災調整池（洪水調整池）

ア 防災調整池を定期的に点検し、必要に応じ補修その他の措置を講ずること。

3 管理型最終処分場の個別基準

(1) 遮水工の管理

遮水工の亀裂等の有無について、定期的に目視により点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するため遮水工の補修等必要な措置を講ずること。

第4 最終処分場

2 最終処分場の共通基準

(2) 地表水等の集排水設備

埋立地の周囲の地表水等が、開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠等の集排水設備の機能が低下しないよう、日1回以上点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。

(3) 擁壁等の保全

擁壁、えん堤等の設備を日1回以上点検し、これらの設備が破損するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(5) 法面の保護

エ 法面を日1回以上点検し、崩壊するおそれがあるときは速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(6) 記録・閲覧および保存

ウ アにより当該年度に記録した維持管理基準の記録を、翌年度の6月30日までに市へ報告すること。なお、環境局長は当該報告内容について、市役所で閲覧に供するものとする。

エ 環境局長が特に必要と認める産業廃棄物については、受入量、分析結果等必要な項目を環境局長が定める期間ごとに、市に報告すること。なお、環境局長は当該報告内容について、市役所で閲覧に供するものとする。

(8) 防災調整池（洪水調整池）

ア 防災調整池を日1回以上点検し、必要に応じ補修その他の措置を講ずること。

3 管理型埋立処分場の個別基準

(1) 遮水工の管理

遮水工の亀裂等の有無について、日1回以上目視により点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するため遮水工の補修等必要な措置を講ずること。

(2) 浸出液処理設備等の管理 イ 放流水の水質について、<u>定期的</u>に目視により点検するとともに、最終処分基準省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号。以下「ダイオキシン類最終処分基準省令」という。）に定める基準並びに別表第 1 に掲げる基準に適合するよう維持管理し、最終処分基準省令及びダイオキシン類最終処分基準省令に基づき水質検査を行うこと。 (4) ガス抜き設備の管理 ア ガス抜き設備を<u>定期的</u>に点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除することができない場合には、新たにガス抜き設備を設ける等必要な措置を講ずること。 イ <u>環境局長の指示により</u>、ガス抜き設備において、発生ガス（メタン・硫化水素等）の分析を行うこと。	(2) 浸出液処理設備等の管理 イ 放流水の水質について、<u>日 1 回以上</u>目視により点検するとともに、最終処分基準省令及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号。以下「ダイオキシン類最終処分基準省令」という。）に定める基準並びに別表第 1 に掲げる基準に適合するよう維持管理し、最終処分基準省令及びダイオキシン類最終処分基準省令に基づき水質検査を行うこと。 (4) ガス抜き設備の管理 ア ガス抜き設備を<u>日 1 回以上</u>点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除することができない場合には、新たにガス抜き設備を設ける等必要な措置を講ずること。 イ ガス抜き設備において、発生ガス（メタン・硫化水素等）の分析を行うこと。
第 5 中間処理施設及び積替え・保管施設 1 中間処理施設及び積替え・保管施設の共通基準 (2) 排水処理設備等の管理 ア 中間処理工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は、その性状について目視等による点検を<u>定期的</u>に行うとともに、その水質について水質汚濁防止法に定める排水基準（排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）。以下「水質汚濁防止法排水基準」という。）値に適合するよう維持管理し、水質汚濁防止法排水基準のうち環境局長が指示する検査項目及び検査頻度（有害物質に関しては 1 年に 1 回以上、生活環境項目については 6 ヶ月に 1 回以上とする。）により水質検査を行うこと。 (3) 排ガス処理設備等の管理 ア <u>中間処理施設から発生する排ガス等について目視等による点検を定期的に行うこと。</u> イ <u>異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。</u> (4) 地下浸透の防止	第 5 中間処理施設及び積替え・保管施設 1 中間処理施設及び積替え・保管施設の共通基準 (2) 排水処理設備等の管理 ア 中間処理工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は、その性状について目視等による点検を<u>日 1 回以上</u>行うとともに、その水質について水質汚濁防止法に定める排水基準（排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）。以下「水質汚濁防止法排水基準」という。）値に適合するよう維持管理し、水質汚濁防止法排水基準のうち環境局長が指示する検査項目及び検査頻度（有害物質に関しては 1 年に 1 回以上、生活環境項目については 6 ヶ月に 1 回以上とする。）により水質検査を行うこと。 (3) 排ガス処理設備等の管理 中間処理施設から発生する排ガス等について目視等による点検を<u>日 1 回以上</u>行うとともに、<u>異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。</u> (4) 地下浸透の防止

ア 産業廃棄物が地下に浸透しないよう定期的に床面その他の設備を点検すること。

イ 異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な措置を講ずること。

(5) 地下水の水質検査等

ア 地下水のモニタリング設備を設置している場合は、安定型最終処分場の個別基準に準じて水質検査を行うこと。

(6) 処理に伴って生じた廃棄物の性状分析

イ 分析の結果、異常が認められた場合には、市に報告すること。

2 中間処理施設の個別基準

(1) 焼却施設

ア 施設の煙突等から排出されるガスの性状について目視等による点検を定期的に行うとともに、別表第2に定める基準又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）若しくは大規模工場・事業場に係る窒素酸化物総量指導指針（平成5年11月 兵庫県）に定める基準のうち、最も低い値に適合するよう維持管理し、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第15条各号に定める検査方法及び規則第12条の7第5項で準用する規則第4条の5第1項第2号に定める検査頻度によりばい煙検査を行うこと。

オ ウにより当該年度に記録した内容を、翌年度の6月30日までに市へ報告すること。なお、環境局長は当該報告内容について、環境局で閲覧に供するものとする。

カ 環境局長が特に必要と認める産業廃棄物については、受入量、分析結果等必要な項目を環境局長が定める期間ごとに、市に報告すること。なお、環境局長は当該報告内容について、環境局で閲覧に供するものとする。

(2) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

ア pH計は、定期的に点検すること。

(4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアンの分解施設

pH計、ORP計及びCN計は、定期的に点検すること。

産業廃棄物が地下に浸透しないよう日1回以上床面その他の設備を点検し、異常が認められた場合には、速やかに施設への産業廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な措置を講ずること。

(5) 地下水の水質検査等

ア 地下水のモニタリング設備を設置している場合は、地下水について、安定型埋立処分場の個別基準に準じて水質検査を行うこと。

(6) 処理に伴って生じた廃棄物の性状分析

イ その分析結果を異常が認められた場合市に報告すること。

2 中間処理施設の個別基準

(1) 焼却施設

ア 施設の煙突等から排出されるガスの性状について目視等による点検を日1回以上行うとともに、別表第2に定める基準又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）若しくは大規模工場・事業場に係る窒素酸化物総量指導指針（平成5年11月 兵庫県）に定める基準のうち、最も低い値に適合するよう維持管理し、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第15条各号に定める検査方法及び規則第12条の7第5項で準用する規則第4条の5第1項第2号に定める検査頻度によりばい煙検査を行うこと。

オ ウにより当該年度に記録した内容を、翌年度の6月30日までに市へ報告すること。なお、環境局長は当該報告内容について、市役所で閲覧に供するものとする。

カ 環境局長が特に必要と認める産業廃棄物については、受入量、分析結果等必要な項目を環境局長が定める期間ごとに、市に報告すること。なお、環境局長は当該報告内容について、市役所で閲覧に供するものとする。

(2) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

ア pH計は、日1回以上点検すること。

(4) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアンの分解施設

pH計、ORP計及びCN計は、日1回以上点検すること。

3 積替え・保管施設の個別基準

(2) 積替え・保管を行う産業廃棄物の量

(4) 保管期間

イ 有機性汚泥又は動植物性残さ等腐敗性のある産業廃棄物については、季節的な条件を考慮し、悪臭等が発生しないよう速やかに搬出すること。

別表第1 放流水の水質基準（管理型最終処分場）

検査項目	基準
(1) 有機燐化合物	0.3 mg/L 以下
(2) 六価クロム化合物	0.1 mg/L 以下
(3) 砒素及びその化合物	0.05 mg/L 以下
(4) シアン化合物	0.3 mg/L 以下
(5) 生物化学的酸素要求量（BOD）※	30 mg/L 以下
(6) 化学的酸素要求量（COD）※	30 mg/L 以下
(7) 浮遊物質（SS）	40 mg/L 以下
(8) 亜鉛含有量	1.5 mg/L 以下
(9) 溶解性鉄含有量	2 mg/L 以下
(10) 溶解性マンガン含有量	2 mg/L 以下
(11) 窒素含有量	60 mg/L 以下
(12) 燐含有量	8 mg/L 以下

3 積替え・保管施設の個別基準

(2) 施設能力に見合った積替え・保管を行う産業廃棄物の量

(4) 保管期間

イ 有機性汚泥又は動植物性残渣等腐敗性の産業廃棄物については、季節的な条件を考慮し、悪臭等が発生しないよう速やかに搬出すること。

別表第1 放流水の水質基準（管理型最終処分場）

	検査項目	基準
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
	(2) シアン化合物	0.3 mg/L 以下
	(3) 六価クロム化合物	0.1 mg/L 以下
	(4) 砒素及びその化合物	0.05 mg/L 以下
	(5) 有機燐化合物	0.3 mg/L 以下
生活環境関係	(1) 亜鉛含有量	1.5 mg/L 以下
	(2) 溶解性鉄含有量	2 mg/L 以下
	(3) 溶解性マンガン含有量	2 mg/L 以下
	(4) 大腸菌群数	800 個/cm ³ 以下
	(5) 燐含有量	8 mg/L 以下
	(6) 生物化学的酸素要求量（BOD）※	30 mg/L 以下
	(7) 化学的酸素要求量（COD）※	30 mg/L 以下
	(8) 浮遊物質（SS）	40 mg/L 以下
	(9) 窒素含有量	60 mg/L 以下

産業廃棄物処理施設の設置・変更許可に関する告示・縦覧等に係る手続要領	
新	旧
(縦覧) 第5条 前条第4号の縦覧場所は次に定める場所とする。 (1) 環境局事業系廃棄物対策課 (2) 生活環境調査を実施した区の区役所 (3) その他環境局長が必要と認める場所	(縦覧) 第5条 前条第4号の縦覧場所は次に定める場所とする。 (1) 環境局環境保全課 (2) 生活環境調査を実施した区の区役所 (3) その他環境局長が必要と認める場所
(利害関係者からの意見書) 第7条 法第15条第6項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係を有するものは、当該施設について、次に定めるところにより、環境局長に生活環境保全上の見地からの意見を提出することができる。 (1) 提出期限は、縦覧期間満了に日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。 (2) 提出先は、<u>環境局事業系廃棄物対策課</u>とする。 (3) 提出方法は、提出先に直接持参又は郵送その他環境局長が相当であると認める方法により提出することができる。郵送の場合は、消印日を提出日とみなす。 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、これを利害関係者の意見書として採用しない。 (1) 記載内容に記載漏れ又は不備がある場合 (2) 内容が生活環境の保全上の見地からの意見に該当しない場合 (3) <u>環境局事業系廃棄物対策課</u>に直接提出されなかった場合	(利害関係者からの意見書) 第7条 法第15条第6項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係を有するものは、当該施設について、次に定めるところにより、環境局長に生活環境保全上の見地からの意見を提出することができる。 (1) 提出期限は、縦覧期間満了に日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。 (2) 提出先は、<u>環境局環境保全課</u>とする。 (3) 提出方法は、提出先に直接持参又は郵送その他環境局長が相当であると認める方法により提出することができる。郵送の場合は、消印日を提出日とみなす。 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、これを利害関係者の意見書として採用しない。 (1) 記載内容に記載漏れ又は不備がある場合 (2) 内容が生活環境の保全上の見地からの意見に該当しない場合 (3) <u>環境局環境保全課</u>に直接提出されなかった場合
(専門委員と専門委員会) 第10条 環境局長は、専門委員に意見を聞くときは、申請書及び生活環境影響調査書のほか、関係市町の意見、利害関係者から提出された意見、設置者から提出された周知計画書、周知報告書及び見解書、並びにその他必要な書類等を提示する。 6 専門委員会の庶務は、<u>環境局事業系廃棄物対策課</u>において処理する。	(専門委員と専門委員会) 第10条 環境局長は、専門委員に意見を聞くときは、申請書及び生活環境影響調査書のほか、関係市町の意見、利害関係者から提出された意見、設置者から提出された周知計画書、周知報告書及び見解書、並びにその他必要な書類等を提示する。 6 専門委員会の庶務は、<u>環境局環境保全課</u>において処理する。

上記の表に記載の改正の他、以下のとおり文言を改正している。

産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準 産業廃棄物処理施設の構造に関する基準 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準 産業廃棄物最終処分場の廃止に関する基準	
新	旧
最終処分場	埋立処分場

産業廃棄物処理施設設置に係るフロー (法令に基づく許可申請以外の申請または届出等に係る審査に要する日数について)	
新	旧
審査期間	標準処理期間